

実施方針等に関する質問回答（要求水準書（案））

No.	資料名	頁	章	項	目	項目名	質問事項	回答
1	要求水準書（案）	2	I－7			整備計画の策定	「市が対象校の整備年度の変更を求めた場合」とあるが、万が一整備年度変更に伴い事業費等に影響（増額）が出た場合は市負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、整備年度変更に伴い事業費等が増減する影響が出た場合には、協議により対応することを想定しています。
2	要求水準書（案）	3	I－8	(3)	ア	本事業で使用する交付金制度に係る業務期間の制約	「申請期限となる竣工年度の前年度5月までに、交付金申請の対象となる学校を確定」とあるが、R7年度工事分についてはどの様に確定されるのでしょうか。	令和7年度に交付金申請対象校の施工を開始する場合においても、引渡し及びサービス対価の支払いは、令和8年度に実施します。
3	要求水準書（案）	3	I－8	(3)	ウ	本事業で使用する交付金制度に係る業務期間の制約	「交付金内定を受けた年度内に完工する必要がある」とあるが、完工は3月末日でも可能と考えてよろしいでしょうか。	「交付金内定を受けた年度内に所有権移転を完了する必要があること」とします。
4	要求水準書（案）	3	I－8	(3)	ア	本事業で使用する交付金制度に係る業務期間の制約	申請期限となる竣工年度の前年度5月までに交付金申請の対象となる学校を確定すること。と記載がありますが、市の要望により、事業者側で計画した整備順序計画の変更により事業者追加費用が発生した場合は、貴市にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	No.1の回答を参照してください。
5	要求水準書（案）	4	I－10	(1)	イ	設計担当者の要件	設計・監理業務を担う場合、設計業務における管理技術者が、電気・機械工事の設計担当者・工事監理者を兼ねることは可能でしょうか。	要求水準書に記載の資格要件を満たす者であれば、建設法及び関係法令の範囲内にて兼務することを可能とします。
6	要求水準書（案）	4	I－10	(1)	イ	設計担当者の要件	「設備設計一級建築士又は建築設備士で実務経験を有するもの」は、電気工事・機械設備工事、両方の設計・工事監理を担うことは可能でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
7	要求水準書（案）	4	I－10	(2)		施工業務	施工管理責任者について、電気、管の両資格を有する者であれば電気工事、管工事の監理技術者を兼務することは可能でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
8	要求水準書（案）	4	I－10	(3)	ア	工事監理者の要件	設計・監理業務を担う場合、設計業務における管理技術者が、電気・機械工事の設計担当者・工事監理者を兼務することは可能でしょうか。	No.5の回答を参照してください。
9	要求水準書（案）	4	I－10	(3)	ア	工事監理者の要件	「設備設計一級建築士又は建築設備士で実務経験を有するもの」は、電気工事・機械設備工事、両方の設計・工事監理を担うことは可能でしょうか。	お見込みのとおりです。
10	要求水準書（案）	4	I－10	(3)	ア（ア）	工事監理者の要件	電気工事の施工業務を行う企業が、管工事の工事監理業務を行うこと、またはその逆の体制は可能でしょうか。	お見込みのとおりです。

11	要求水準書 (案)	4	I-10	(3)	ア (ウ)	工事監理者の要件	「工事監理者は原則として1人につき同時期に10校程度まで」とあるが、引き渡し月が異なる物件においては緩和されるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、工事期間が重なる場合は、工事期間の重なりによる弊害が生じないか市及び事業者との協議により確認し、判断します。
12	要求水準書 (案)	4	I-10	(3)	ア (ウ)	工事監理者の要件	同時期とはどのような意味でしょうか。並行して管理業務を行う施設数という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
13	要求水準書 (案)	4	I-10	(3)	ア (エ)	工事監理者の要件	「工事監理者の資格要件は、設計担当者に示す資格要件に準じること」とあるが、電気又は機械設備のどちらかを満たす者であれば良いと考えてよろしいでしょうか。※どちらも満たす人材は希少。	お見込みのとおりです。
14	要求水準書 (案)	6	II-1	(1)	イ	業務の範囲	各学校の建築図の共有は可能でしょうか 全て現地採寸での作図でしょうか。	入札公告後に貸与資料として提供します。
15	要求水準書 (案)	8	II-3	(1)	ク	冷房設備に関する一般的要件	冷媒配管の保温について、ガス管20mm、液管10mmでよいという理解でよろしいですか。	公共建築工事標準仕様書（国土交通省）を遵守することを前提に事業者の提案に委ねるものとします。
16	要求水準書 (案)	8	II-3			設計業務に関する要求条件	要求水準書に記載している仕様以外の仕様については、工期・コストダウンを考慮して、受注者が選定してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書 (案)	8	II-3	(1)	ク	冷房設備に関する一般的要件	露出配管(屋内外共)のラッキングは、既存のエアコン設置状況と同様、樹脂製配管カバーの使用が可能と考えてよろしいでしょうか。 ※北海道では樹脂製配管カバーでのラッキングが役所案件でも一般的に使用されております。	No.15の回答を参照してください。
18	要求水準書 (案)	8	II-3	(1)	ケ	冷房設備に関する一般的要件	「屋外キュービクル又は電気室・校舎間、校舎・校舎間等を横断する配線は、地中管路を使用するものとするが、やむを得ない場合」とあるが、ハンドホール内に空きスペースが無く、また埋設とした場合に既存埋設配管やロードヒーティング等の設備と干渉するケースにおいては、やむを得ない場合に該当するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
19	要求水準書 (案)	9	II-3	(1)	ス	冷房設備に関する一般的要件	教室に面した室外機置場候補に花壇がある場合、花壇を改修の上、室外機置場にすることは可能でしょうか。	実施設計段階にて市と協議のうえ、承諾を得られれば可能とします。
20	要求水準書 (案)	9	II-3	(1)	セ	冷房設備に関する一般的要件	既存樹木が支障となる場合、撤去・移植又は枝払いを行うことができる。と記載がありますが、事業者側が撤去のみで計画していた場合に学校との協議で移植が必要となった際は、貴市にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。 また、植栽他既存設備の復元について、足場設置の為に植栽を撤去した場合は復元ができないため、復元不要としていただけますでしょうか。	既存樹木が支障となる場合には、市及び学校の承諾を得て、移植又は枝払いを行い、やむを得ない場合のみ撤去することができるものとします。費用負担に関しては、市及び学校と事業者があらかじめ撤去を承諾したもののについて、再度移植を求めた場合は市の負担とします。 また、撤去した場合の植栽他既存設備の復元に関しては、市及び学校と協議により判断します。詳細は、要求水準書に示します。

21	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	ソ	冷蔵設備に関する一般的要件	既存の構造計算書の借用は可能でしょうか。	市が保有する資料に関しては、入札公告後に閲覧可能とします。なお、申請手続きの詳細は、入札説明書等に示します。
22	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	ツ	冷房設備に関する一般的要件	「標準的な対象室の室内機能力は9.0kw以上」とありますが、現在先行して進めておられるエアコン整備工事発注側の設計内容を基準に、本事業においても導入する機器能力を固定・指定し、要求水準書へ反映頂くことは可能でしょうか。180校3年間の集中整備事業となり、短期間で膨大な作業量が発生する為、指定することで設計工数の削減(負荷計算等の簡素化)に大きく寄与します。 ※室用途や設置位置(中間階、屋上階、角部屋等)ごとにW/m2負荷単位を設定する等。	要求水準書(案)のとおりとします。ただし、従来手法にて先行発注している工事仕様書を参考に、機器能力を提案することを否定するものではありません。
23	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	ツ	冷房設備に関する一般的要件	教室と廊下や職員室と廊下で明確な仕切り壁が無いケースがありましたが空調負荷検討の際、廊下面積を考慮しないでよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
24	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	テ	冷房設備に関する一般的要件	「室内機は壁掛型や天井吊形」とあるが、無い壁面、天井面に適切な設置スペースがない場合は、学校と協議の上、室内機形状を変更できるものと考えてよろしいでしょうか。 ※現場調査時では、カセット型や床置型での計画が好ましい室が見受けられました。	お見込みのとおりです。ただし、設置前に、市と協議を行うものとします。
25	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	テ	冷房設備に関する一般的要件	室内機選定は記載の壁掛型、天井吊型以外を選定することも可能でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、実施設計段階にて、市と協議のうえ、選定するものとします。
26	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	ネ	冷房設備に関する一般的要件	「室内機及び全熱交換器とも弱で同時運転時」とありますが、全熱交換器は対象外と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
27	要求水準書 (案)	9	Ⅱ－3	(1)	ノ	冷房設備に関する一般的要件	低圧側でコンデンサを入れるのは通常行われないものとなります。高圧受電の施設においては、高圧側で対応するものが通例です。低圧側でコンデンサを入れるケースは、高調波対策時等です。 また、低圧側にコンデンサを入れることで、電気主任技術者の点検ポイントも増え、更に低圧側に新設コンデンサを入れたとしても既存の高圧側コンデンサの劣化具合で力率が改善されない恐れもあります。以上より、実施設計の際は協議できるものと考えてよろしいでしょうか。	要求水準書(案)のとおりとしますが、場合によっては実施設計段階で協議できるものとします。
28	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ハ	冷房設備に関する一般的要件	接地工事は新たに設けるとあるが、既存で存在する場合は共用してもよろしいでしょうか。 新たに設けるとなるとアスファルト舗装撤去復旧や土地の成分上、接地が出ずらい場合においては、地盤改良又は深く接地を打つ必要があり、想定より工事規模が拡大する恐れがあります。	お見込みのとおりです。

29	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ヒ	冷房設備に関する一般的要件	「室外機は原則として地上設置」とあるが、架台高さに規定はありますでしょうか。 ※積雪対策等。	架台高さに規定はありません。
30	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	フ	冷房設備に関する一般的要件	室外機周りのフェンス設置有無や防球対策有無については事業者の提案によるものと考えますが、学校側の要望によりフェンス設置や防球対策が必要となった場合は、貴市にご負担頂けるとの認識でよろしいでしょうか。もし事業者負担となる場合は、事業開始後の費用変動要素を少なくするために公募時点でフェンス設置必要箇所、防球対策必要箇所について明確にして頂くことを要望致します。	学校側の要望によりフェンス設置や防球対策が必要となった場合の費用は、市の負担とします。 なお、落札者決定基準の評価事項として、防球等の対策が講じられることを評価することを想定しています。
31	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ホ	冷房設備に関する一般的要件	現地見学では、サッシに欄間がなく大きな一枚窓を採用している学校がありました。「既存ガラスを撤去した上で耐食性のある～」とありますが、必ずしも既存ガラスの撤去は必須ではなく、配管貫通に必要な分窓をスライドしてアルミパネルを設置し配管を貫通させてもよいことになって頂けますか。	可能とします。ただし、防犯・密閉性・断熱性を損なうことのない仕様としてください。また、防衛校については、遮音性に関する必要な措置も講じるものとしてください。
32	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	マ	冷房設備に関する一般的要件	PCB含有設備の移管に当たって、運搬する場合の費用負担は市でしょうか。	お見込みのとおりです。ただし、PCB含有設備を発見した際、市の指定する学校内の所定位置までの小運搬は、事業者の負担で対応してください。
33	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	マ	冷房設備に関する一般的要件	PCB含有が確認された場合、分析費用及び処分費については、市負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。処分費は市の負担とします。分析費用については個別協議を行うものとします。
34	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ミ	冷房設備に関する一般的要件	室外機を地上設置とする場合の基礎の高さについて、今回事業は冬期の使用が前提となっていないため、機械基礎高は通常のGL+150mm程度でよいという理解でよろしいですか。	機械基礎高に規定はありません。
35	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ム	冷房設備に関する一般的要件	既存の仕上げ表、断面図、矩計図等、建材に関する資料提供はあるのでしょうか。	No21の回答を参照してください。
36	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ム	冷房設備に関する一般的要件	「アスベストの含有確認を行うこと」あるが、現在調査済みの学校及び資料については、全て頂くことが可能と考えてよろしいでしょうか。	No21の回答を参照してください。
37	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ム	冷房設備に関する一般的要件	事業開始後の費用変動要素を抑えるため、貴市が貸与資料で示すもの以外のアスベストが発見された場合は、事業者側で適切な作業・処分等を行い、作業・処分等に係る費用は貴市のご負担とすることを要望致します。	アスベストに関しては、事業者が適切な作業・処分等を行い、作業・処分等に係る費用を負担とすることを想定しています。
38	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ム	冷房設備に関する一般的要件	アスベストの含有確認を行うこと。と記載がありますが、みなしとして工事を行うことは可能でしょうか。	関係法令に基づき対応してください。
39	要求水準書 (案)	10	Ⅱ－3	(1)	ム	冷房設備に関する一般的要件	貴市が保有するアスベストの含有調査結果については開示頂けるとの認識でよろしいでしょうか。	No21の回答を参照してください。

40	要求水準書 (案)	11	Ⅱ－3	(4)	ウ	エネルギーの供給に必要な設備	「変圧器の増設に伴い、高圧ケーブルの更新」とあるが、事業者が行う高圧ケーブルの更新範囲としては、電力供給会社との責任分界点以降の受変電設備までの引込部であり、責任分界点までの電力供給会社側所掌の範囲が更新必要となった場合においては、全て別途工事と考えてよろしいでしょうか。 また、その際、電力供給会社側から負担金等を要求された場合についても、市側負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。電力供給会社側から負担金等を要求された場合については、市の負担になります。
41	要求水準書 (案)	11	Ⅱ－3	(4)	オ	エネルギーの供給に必要な設備	太陽光設置容量が分からない中、将来スペースは想定できない為、公募期間において詳細情報を頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 また、事業期間中に太陽光設置計画が顕在化し、計画変更が必要となり工事費が増加した場合においては、市側負担と考えてよろしいでしょうか。	太陽光発電設備などの将来設置のためのスペースは必要ないものとします。入札公告後に公表する要求水準書からは、該当部分を削除いたします。 後段は、お見込みのとおりです。
42	要求水準書 (案)	11	Ⅱ－3	(4)	オ	エネルギーの供給に必要な設備	将来設置のためのスペースはどの程度のスペースが必要でしょうか。	No41の回答を参照してください。
43	要求水準書 (案)	11	Ⅱ－3	(6)	ア	その他	既存建物でスライディングウォール採用されかつ前後壁共にスライドできるケースがあります。エアコン設置すると壁が動かせなくなることが想定されるが問題ありませんでしょうか。	不可とします。設置位置等個別調整を市と協議するものとします。
44	要求水準書 (案)	12	Ⅱ－3	(6)	イ	その他	ドレンの放流先については、エアコン整備工事発注側及び既存設置済みのエアコン同様、学校側と協議の上、屋外自然放流(GL+300程度又は底天端+300程度)と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
45	要求水準書 (案)	13	Ⅲ－1	(3)		業務体制及び管理技術者の配置	施工業務における管理技術者の資格要件をご教示ください。	要求水準書（案）のとおりとします。
46	要求水準書 (案)	14	Ⅲ－3	(1)	エ	一般的要件	工事期間中、工事記録の整備場所は事業者で用意するのでしょうか。学校の一部をお借りするのでしょうか。	学校との協議により、学校の一部の利用を可能とします。協議の結果、不可となった場合には、事業者にて用意するものとします。
47	要求水準書 (案)	14	Ⅲ－3	(1)	オ	一般的要件	施工業者のトイレ利用についても協議できるものと考えてよろしいでしょうか。 ※不可の場合、仮設トイレ計画も検討。	学校との協議により、特段の事情がない限り、基本的に利用可能とします。なお、清掃及び石鹸等は事業者にて対応するものとします。
48	要求水準書 (案)	14	Ⅲ－3	(2)	ウ	現場作業日・作業時間	作業時間9時～17時とした場合、入退場は時間は8時～18時目途でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
49	要求水準書 (案)	14	Ⅲ－3	(2)	ウ	現場作業日・作業時間	授業に支障が無い作業は平日日中。 教室内作業は授業終了後及び土曜日。 工期によっては休日作業としてもよろしいでしょうか。	この度の事業においては、施工期間も限られることから、平日日中を含む施工も可能としています。ただし、事業者提案の中で、授業等学校活動への配慮がなされているものを評価します。

50	要求水準書 (案)	14	Ⅲ－3	(3)	イ	エネルギー供給、設備システム等の機能確保	停電作業を行う場合の事前の協議は、いつごろまでに実施するべきでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、児童会館、ミニ児童会館、まちづくりセンターが併設されている場合は、停電予定日の前月5日までとしますが、それ以外の場合は、学校との事前協議を1か月程度前に行い、停電予定日の7～10日前には停電日時を決定し、市へ連絡するものとします。
51	要求水準書 (案)	15	Ⅲ－3	(4)		別途工事との調整	現時点で計画されている別途工事について詳細をご教示ください。	入札公告後、公表します。
52	要求水準書 (案)	16	Ⅲ－3	(9)	ア	試運転調整	測定方法・測定点について指定は無いでしょうか。事業者の判断でよろしいでしょうか。	入札公告後、要求水準書に示します。
53	要求水準書 (案)	16	Ⅲ－3	(9)	ア	試運転調整	同等教室・同能力の室内機であれば代表教室一つでよろしいでしょうか。	入札公告後、要求水準書に示します。
54	要求水準書 (案)	16	Ⅲ－3	(10)		工事写真	全熱交換器の記載がありますが、本事業対象外と考えてよろしいでしょうか。	支障物として移設した場合には、全熱交換器も対象となります。
55	要求水準書 (案)	16	Ⅲ－3	(11)		交付金申請手続きの支援	「工事費の積算資料の作成」とありますが、施工会社の工事見積書で使用機器・資材の数量が把握できる場合は、拾い書の作成が不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
56	要求水準書 (案)	17	Ⅲ－3	(14)	キ	その他	アスベスト建材の利用について、札幌市が保有している情報は無いのでしょうか。また、ある場合開示いただけるのでしょうか。	No.21の回答を参照してください。
57	要求水準書 (案)	17	Ⅲ－3	(14)	タ	その他	「除雪作業は事業者にて行う」と記載ありますが、通常行われる除雪作業は市側負担であり、それ以外のエリアにおいて施工時に除雪作業が必要となる場合においては、事業者負担と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。施工業務に必要な除雪作業は全て事業者の負担となります。
58	要求水準書 別紙3	1	1	(3)		設計完了時（対象校ごと）に提出する書類	No.5の設計図については、既存建築図のCADデータがない場合、縮尺を合わせた上でCAD上で既存建築図の画像データを背景として、設備図を作成しても良いでしょうか。	お見込みのとおりです。
59	要求水準書 別紙3	1	1	(3)		設計完了時（対象校ごと）に提出する書類	No.7～8に記載の工事積算数量については、施工会社の工事見積書（内訳書）で使用機器・資材の数量が把握できる場合は、作成不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
60	要求水準書 別紙3	2	2	(2)	4	各対象校の施工中に提出する書類	学校空調一斉整備事業においては事前の綿密な打合せを行うことにより施工図の作成を省略することも多く、本事業においても施工図は、実施設計図と完成図の提出をもって省略出来るという理解でよろしいですか。	比較的簡易な施工であるため、実施設計図を施工図として兼ねることも可能とします。ただし、実施設計図の不備による施工上の問題は全て、事業者の負担にて対応することとします。
61	要求水準書 別紙4	1	※1			湿度条件について	「※1 本事業において加湿を求めるものではない」と記載ありますが、本事業は冷房目的の為、加湿ではなく除湿を意味し、また実際の湿度は成り行きと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。